

豊島区立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成 30 年 12 月 26 日

文化商工部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区広告掲載取扱要綱（平成 18 年 2 月 9 日決定。）第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、事業者が社会貢献活動の一環として豊島区立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を無償で提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

- 第2条 本制度の趣旨に賛同する事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、この要綱の定めるところにより、図書館の利用者の閲覧に供する雑誌を購入し、図書館に無償で提供する。
- 2 雑誌スポンサーは、提供雑誌を配架する書架及び提供雑誌の最新号閲覧用カバーの表面にスポンサー名を表示し、閲覧用カバーの裏面に広告を掲出することができる。
 - 3 前項に規定する雑誌の配架場所及び書架に広告を表示する位置は、豊島区図書館課長（以下「図書館課長」という。）が決定するものとする。
 - 4 雑誌スポンサーは、その事業所、店舗等において、図書館が提供する掲示物により雑誌スポンサーであることについて周知することができる。
 - 5 図書館は、図書館ホームページ等により雑誌スポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

- 第3条 雑誌スポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体または個人事業主とする。ただし、次の各号に定める業種または事業者には該当する者は除く。
- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) 占い、運勢判断に関するもの
 - (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 社会問題を起こしている事業者
 - (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行うもの
 - (7) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館課長が不相当と認めるもの

(雑誌スポンサーの募集)

- 第4条 雑誌スポンサーの募集は、原則として公募によるものとする。
- 2 前項の公募の方法は、豊島区の広報紙及びホームページまたは図書館ホームページへの掲載その他の方法で行う。

(雑誌スポンサーの申込み方法)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込をする者(以下「申込者」という。)は、図書館課長が別に定める雑誌リストの中から雑誌スポンサーとして提供を行う雑誌(以下「スポンサー誌」という。)を選定し、豊島区立図書館雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に図書館課長が別に定める書類を添えて、図書館課長に提出しなければならない。

2 申込みは、原則として先着順に、随時受け付けるものとする。

(雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

第6条 図書館課長は、前条の規定による申込を受けたときは、当該申込みに係る書類の審査を行い、その結果を豊島区立図書館雑誌スポンサー制度承諾(不承諾)通知書(第2号様式)により、申込者に通知する。

2 雑誌スポンサーの期間は、図書館課長が承諾の決定をした日の翌月1日から当該年度の末日までとする。ただし、当該年度の末日の2箇月前までに図書館課長または雑誌スポンサーのいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年度間継続するものとし、以後も同様とする。

3 前項の規定により雑誌スポンサーに決定した者は、図書館課長と覚書を締結する。

4 前項の規定により雑誌スポンサーと図書館課長との覚書を締結後、やむを得ない理由により雑誌スポンサーが雑誌スポンサー制度の解約を申し出る場合は、豊島区立図書館雑誌スポンサー制度解約申込書(第3号様式)に図書館課長が別に定める書類を添えて、図書館課長に提出しなければならない。また、その場合も雑誌及び雑誌の購入に要した費用は、雑誌スポンサーに返却しないものとする。

5 スポンサー誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館課長と雑誌スポンサーで協議の上、別の雑誌に振り替える。

(広告の内容)

第7条 スポンサー誌の閲覧用カバーに表示する広告の内容は、豊島区の区民生活に関連するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 図書館の目的、公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 広告の責任所在(広告主名など)が明記されていないもの
- (3) 虚偽または内容が不明確なもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定される営業及び類似の営業に関するもの
- (6) 個人や団体の意見広告に関するもの
- (7) 個人情報に関する取り扱いが不適切であると認められるもの
- (8) 人権侵害、信用毀損、業務妨害などを引き起こすおそれのあるもの
- (9) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (10) 各種法令による広告規制に違反するもの
- (11) 各業界自主基準の定める表示事項を適切に表示していないもの
- (12) 不良な商品の販売や詐欺的商法などにより社会問題となっている事項に関するもの
- (13) 社会的に認められていない許認可、資格などを用いて権威付けを行うもの

- (14) 比較または優位性を示す表現について、その条件の明示及び確実な事実の裏付けが示されていないもの
 - (15) 事実でないのに区が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - (16) 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
 - (17) 非科学的または迷信に類する内容のもの
 - (18) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
 - (19) 暴力、とばく、薬物犯罪、売春などの反社会的行為を肯定、美化したもの
 - (20) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるもの
 - (21) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
 - (22) 風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの
 - (23) 区が行おうとしている施策及び計画を阻害するおそれのあるもの
 - (24) 前各号に掲げるもののほか、図書館課長が図書館に掲出する内容として不相当と認めるもの
- 2 広告の内容は、図書館と協議の上、前条第2項の各月15日までに変更の申出があった場合、翌月1日から変更することができる。

(広告主の責任等)

第8条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の閲覧用カバーに表示する広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告の内容等に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 3 広告原稿等の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 雑誌スポンサーは、広告表示の決定を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

(広告の規格)

第9条 スポンサー誌の閲覧用カバーに表示する広告の規格は、当該スポンサー誌のカバー裏面にA4サイズ(縦29.7センチ×横21.0センチ)以内とする。

- 2 前項に規定するもののほか、スポンサー誌のカバー表面(縦10センチ×横15センチ以内)及び図書館の雑誌コーナーの書架(縦4センチ×横15センチ以内)に雑誌スポンサーの名称を表示することができる。

(スポンサー誌の購入代金の支払及び納入)

第10条 雑誌スポンサーは、原則として、図書館課長が指定する事業者(以下「指定事業者」という。)からスポンサー誌を購入する。

- 2 雑誌スポンサーは、図書館課長が承諾の決定をした日から20日以内に、指定事業者の請求に基づき、スポンサー誌の購入代金を指定事業者へ直接支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払は、図書館課長が承諾の決定をした翌月分から当該年度の末月分までの代金について一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算する。ただし、図書館課長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- 4 振込手数料その他のスポンサー誌の購入に伴う諸費用は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 スポンサー誌は、指定事業者が図書館に納入する。

(スポンサー誌の所有権)

第 11 条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、豊島区に帰属する。

(雑誌スポンサーの取消し)

第 12 条 図書館課長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取消することができる。

- (1) 第 5 条に規定する申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
- (2) 第 6 条第 3 項の規定により締結した覚書の内容について、雑誌スポンサーが遵守していないことが判明し、図書館課長が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。
- (3) 雑誌スポンサー制度の承諾後の状況の変化等により、第 3 条の規定に抵触したとき。
- (4) スポンサー誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。

2 図書館課長は、スポンサー誌に表示された広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の表示を取消することができる。

- (1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
- (3) 広告の内容が第 7 条第 1 項の規定に抵触したとき。
- (4) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。